

法律名：内航海運業法

1. 案内情報

- 手続名 : 氏名、名称、住所又は代表者の変更の届出
手続根拠 : 内航海運業法施行規則第 18 条第 1 項
手続対象者 : 内航海運業者
提出時期 : 氏名、名称、住所又は代表者を変更した時
提出方法 : 変更した旨を記載した書類を各管轄運輸局等へ提出して下さい
手数料 : なし
添付書類・部数 : (添付書類) なし
* 提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせください。
(部数) 各管轄運輸局等へ 1 通提出して下さい
申請書様式 : 提出先となる管轄運輸局等へお問い合わせください。
記載要覧・記載例 : 提出先となる管轄運輸局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 :
- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 北海道運輸局運航部輸送課 | 0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 3 (直通) |
| 東北運輸局運航部輸送課 | 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 5 8 (直通) |
| 新潟運輸局運航部輸送課 | 0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 5 (直通) |
| 関東運輸局運航部輸送課 | 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 1 4 (直通) |
| 中部運輸局運航部輸送課 | 0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 1 3 (直通) |
| 近畿運輸局運航部輸送課 | 0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 1 6 (直通) |
| 神戸海運監理部運航部輸送課 | 0 7 8 - 3 2 1 - 3 1 4 3 (直通) |
| 中国運輸局運航部輸送課 | 0 8 2 - 2 2 8 - 3 6 7 9 (直通) |
| 四国運輸局運航部輸送課 | 0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 7 8 (直通) |
| 九州運輸局運航部輸送課 | 0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 3 (直通) |
| 沖縄総合事務局運輸部海運第一課 | 0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1 (直通) |

- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
相談窓口 : 各地方運輸局運航部輸送課等及び国土交通省海事局国内貨物課 (0 3 - 5 2 5 3 - 8 6 2 7 (直通))

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
標準処理期間 : なし
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)